

(2) 税金・公共料金等の控除・減免 身知精発難他

所得税における障害者控除 身知精他

- 対象者 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者等
- 内容 身体障害者手帳等をお持ちの方が納税者である場合や、控除対象配偶者（同一生計配偶者）や扶養親族にいる場合には、納税者の所得額から次の金額が控除されます。
- ・普通障害者控除 270,000 円
 - ・特別障害者控除 400,000 円
 - ・同居特別障害者控除 750,000 円
- 詳細はお問合せください。
- 申請窓口 確定申告の場合：八王子税務署 八王子市明神町 4 -21- 3 ☎ 042-697-6221
源泉徴収の場合：勤務先給与担当者

住民税の非課税及び障害者控除 身知精他

- 対象者 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者等
- 内容 身体障害者手帳等をお持ちの方で、前年の合計所得金額が一定基準以下の場合には住民税は非課税となります。
- 本人が障害者である場合や、控除対象配偶者（同一生計配偶者）や扶養親族にいる場合には、納税者の所得額から次の金額が控除されます。
- ・普通障害者控除 260,000 円
 - ・特別障害者控除 300,000 円
 - ・同居特別障害者控除 530,000 円
- 詳細はお問合せください。
- 申請窓口 財政部 住民税課 ☎ 042-620-7219
- 市・都民税の申告が必要です。（ただし、所得税の確定申告や、源泉徴収票等で控除されている方は、申告が不要です）

バリアフリー改修に伴う家屋の固定資産税の減額措置 身知精他

- 対象者 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者等
- 内容 対象者の方が居住する家屋で一定のバリアフリー改修工事を行った場合、工事が完了した年の翌年度分に限り、対象床面積 100 平方メートル相当分までの固定資産税額の 3 分の 1 が減額されます。減額対象となる住宅の要件、手続等についてはお問合せください。工事完了日から 3 か月以内に申告が必要です。
- 申請窓口 財政部 資産税課 ☎ 042-620-7356

相続税における障害者控除 身知精他

- 対象者 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者等
- 内容 納税金額から、財産を取得した本人が満 85 歳になるまでの年数及び級に応じた額が控除されず。
- 詳細はお問合せください。
- 申請窓口 八王子税務署 八王子市明神町 4 -21- 3 ☎ 042-697-6221

贈与税の非課税 身 知 精 他

- 対象者** 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者等
- 内容** 特定障害者の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。詳細はお問合せください。
- 申請窓口** 各関係金融機関

利子等の非課税 身 知 精

- 対象者** 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者
- 内容** 身体障害者手帳等の交付を受けている方が受け取る一定の預貯金等の利子等については、一定の手続を要件に非課税の適用を受けることができます。マル優、特別マル優を利用するには、預け入れ等の際に、金融機関の窓口などに障害者手帳その他必要書類等を提示して確認を受ける必要があります。詳細はお問合せください。
- 申請窓口** 各関係金融機関

N H K 放送受信料の減免 身 知 精

- 対象者** 次のいずれかに該当する方
 世帯全体の住民税が非課税で身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方
 世帯主の方が受信契約者でかつ、次のいずれかに該当する方
- ・ 視覚障害、聴覚障害に係る身体障害者手帳を所持している方
 - ・ 身体障害者手帳1～2級を所持している方
 - ・ 愛の手帳1～2度を所持している方
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
- 内容** 全額免除
半額免除
- 申請窓口** 本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444
 八王子駅南口総合事務所及び市民部事務所（拠点事務所（浅川事務所・由木事務所・元八王子事務所・北野事務所）及び南大沢事務所）
- ・ 放送受信料減免手続
 障害者福祉課で福祉事務所長の証明印を押してお渡しますので、それをNHK営業所に提出（郵送）してください。
 市内住所変更等は、直接NHKに御連絡ください。
 NHK 首都圏局視聴者リレーションセンター東京西オフィス
 ☎ 042-528-6000

水道料金、下水道使用料の減免 身知精発難他

- 対象者 児童扶養手当又は特別児童扶養手当の受給者
- 内容 水道料金
基本料金と1月当たり10立方メートルまでの従量料金の合計額（消費税相当額を含む）を免除
下水道使用料
基本使用料（1ヶ月8立方メートルまでの汚水排水量に係る使用料、消費税相当額を含む）の免除
- 申請窓口 ・東京都水道局八王子サービスステーション
東京都八王子市元本郷町4-19-1
・東京都水道局多摩サービスステーション（多摩ニュータウン地域にお住まいの方）
東京都多摩市山王下1-17
・お問合せ先
水道局お客さまセンター
☎ 0570-091-100（ナビダイヤル）又は ☎ 042-548-5110

下水道使用料の減免 身知精

- 対象者 世帯全員の市町村民税が非課税で、かつ、世帯員の中に次の～のいずれかの所持者がいる方
身体障害者手帳1、2級所持者
愛の手帳1、2度所持者
精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- 内容 基本使用料（1ヶ月8立方メートルまでの汚水排水量に係る使用料、消費税相当額を含む）の免除
- 申請窓口 水循環部 下水道課 ☎ 042-620-7290

ごみ処理手数料（袋）の減免 身知精発難他

- 対象者 次のいずれかに該当する世帯
身体障害者手帳（1、2級）愛の手帳（1、2度）、精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方がいる市民税非課税世帯
特別児童扶養手当の受給世帯
児童扶養手当の受給世帯
- 内容 申請に基づき、可燃ごみ用指定収集袋及び不燃ごみ用指定収集袋を、一定枚数交付します。
1人世帯は10袋、2～4人世帯までは20袋、5人以上世帯は40袋の指定収集袋を交付します。
- 申請窓口 資源循環部 ごみ減量対策課 ☎ 042-620-7256

自動車税(環境性能割・自動車税種別割)、軽自動車税(環境性能割)の減免 身 知 精

対象者 次のいずれかに該当する方

身体障害者手帳所持者で以下のいずれかの等級に該当する方

- ・ 視覚障害 1～3級、4級の1(視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のものに限る)
- ・ 聴覚障害 2・3級
- ・ 平衡機能障害 3・5級
- ・ 音声、言語機能障害 3級(こう頭摘出に係るものに限る)
- ・ 肢体不自由 上肢 1・2級
- ・ 肢体不自由 下肢 1～6級
- ・ 体幹機能障害 1～3級、5級
- ・ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害 1・2級
- ・ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害 1～6級
- ・ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害 1・3・4級
- ・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1～3級
- ・ 肝臓機能障害 1～4級
- 愛の手帳 1～3度所持者
- 精神障害者保健福祉手帳1級所持者(通院医療費公費負担を受けている方に限る)

内容

・ 障害者減免

対象者又はその人と生計を一にする人が所有し、障害者自身が運転する自動車又は生計を一にする人が専らその障害者のために運転する自動車の自動車税環境性能割、自動車税種別割を障害者1人につき自動車1台分減免します。

・ 構造減免

専ら心身障害者が利用するために構造上、車いすの昇降装置や固定装置などを取り付けた自動車について自動車税環境性能割、自動車税種別割を減免(車検証に車いす移動車等の表示がある)

と同じ装置を取り付けた自動車で、車いす移動車以外の自動車について自動車税環境性能割の一部を減額

専ら心身障害者が運転するための構造上変更がされている自動車(営業用に限る)について、自動車税環境性能割の一部を減額

その他詳細は巻末付録「自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免詳細」を御覧いただくか、東京都自動車税コールセンターまでお問合せください。

申請窓口

新規又は移転の登録の際(登録の日から1か月以内)

八王子自動車税事務所 八王子市滝山町1-270-5 ☎ 042-691-6351

既に自動車を所有している場合、自動車税種別割の納期限(通常は5月31日)までに申請をしてください。

申請先: 八王子都税事務所 八王子市明神町3-19-2 ☎ 042-644-1111

問合せ先: 東京都自動車税コールセンター ☎ 03-3525-4066

軽自動車税(種別割)の減免 身 知 精

- 対象者 次のいずれかに該当する方
 身体障害者手帳又は愛の手帳所持者で自動車税種別割の減免と同じ等級基準の方
 精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者
 自立支援医療(精神通院)受給者証所持者かつ障害年金 1 級の方
- 内容 ~ のいずれかの対象者又は生計を同じくする方(同居の方)が所有する軽自動車等で、対象者の通院等で使用する場合は軽自動車税(種別割)を減免します。ただし、減免は障害者 1 人につき、自動車税(種別割)又は軽自動車税(種別割)のいずれか 1 台となります。
 軽自動車税種別割の納期限(通常は 5 月 31 日)までの申請が必要です。納期限後は翌年度の減免のための事前相談となります。
 その他詳細はお問合せください。
- 申請窓口 財政部 住民税課 ☎ 042-620-7353

個人事業税の減免 身 知 精

- 対象者 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者
- 内容 本人又は障害者を扶養している方のうち、前年度の総所得額(事業所得以外の所得があるときは合算額)が 370 万円以下の方は、減免されます。
 詳細はお問合せください。
- 申請窓口 八王子都税事務所 八王子市明神町 3 -19- 2 ☎ 042-644-1114

携帯電話料金の割引 身 知 精

- 対象者 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者
- 内容 各携帯電話会社の基本使用料、各種サービス等が割引されます。
 詳細は各携帯電話会社にお問合せください。
- 申請窓口 各携帯電話会社

(3) はり・きゅう・マッサージ施術費の助成 身 知 難

- 対象者 65 歳以上で次のいずれかに該当する方
 施設入所者及び入院している方は除きます。
 身体障害者手帳所持者
 愛の手帳所持者
 特定疾病患者福祉手当の受給者
- 内容 利用券：月 1 枚(1 枚：1,000 円券)
 施術 1 回につき、3 枚まで利用可能。(協力治療院でのみ御利用可能です)
- 申請窓口 本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444

(4) 交通災害共済(ちょこっと共済)の公費加入 身 知 精

- 対象者 障害者手帳の所持者
- 内容 交通災害により死傷し、医療機関で治療を受けた場合に見舞金の支払いを受けることができる交通災害共済(ちょこっと共済)の B コースに公費で加入となります。 手続不要
- 問合窓口 市民部 八王子駅南口総合事務所 ☎ 042-620-1164 Fax 042-620-1151

(5) 住居賃貸代行保証料補助金・公営住宅の優遇措置等 身 知 精 難

住居賃貸代行保証料補助金 身 知 精 難

- 対象者 満 18 歳以上の障害者の一人暮らし世帯又は世帯主が障害者の方で、次の要件全てに該当する方
次のいずれかに該当する方
- ・身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者
 - ・精神障害を事由とする障害年金の給付又は特別障害給付金等を受けている方
 - ・自立支援医療（精神通院）を受給している方
 - ・厚生労働大臣が定める特殊な疾患に、り患していることがわかる証明書の交付を受けている方
- 民間等の住居賃貸代行保証制度を利用している方
世帯全員が現に市内の民間賃貸住宅に居住し、本市の住民基本台帳票に記載されている方
生活保護を利用していない方
本市の他の住居賃貸代行保証料補助金の交付を受けていない方
- 内容 民間等の住居賃貸代行保証制度を利用した場合に支払った額の 2 分の 1 に相当する額を補助します。ただし、10,000 円を限度とします。
保証の期間が 1 年以上のもの 1 回の支払いに対して補助する。
- 申請窓口 地域生活支援センターあくせす (P 69、83、90 参照)
☎ 042-631-1022 FAX 042-649-1276

居住支援事業 身 知 精

- 対象者 身体障害者、知的障害者又は精神障害者
- 内容 住まい探しにお困りの障害者等の相談に対応し、不動産店等を紹介し、入居を支援します。
- 申請窓口 まちなみ整備部 住宅政策課 ☎ 042-620-7260

都営住宅の入居 身 知 精

- 対象者 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者
- 内容 優遇抽せん制度を受けられる場合があります。詳細はお問合せください。
- 問合せ窓口 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター ☎ 03-3498-8894

都営住宅の家賃減免 身 知 精 難

- 対象者 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者
常時介護を要する難病患者等の方がいる世帯
- 内容 家賃の減免制度を受けられる場合があります。詳細はお問合せください。
- 申請窓口 J K K 東京（東京都住宅供給公社）お客さまセンター ☎ 0570-03-0071
ナビダイヤルがご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスをご利用の方 ☎ 03-6279-2652

市営住宅の入居 身 知 精

- 対象者 申込者本人又は同居親族が、次のいずれかに該当する方
身体障害者手帳 1 ～ 4 級の所持者
重度又は中度の知的障害者（愛の手帳の場合は、総合判定で 1 ～ 3 度）
精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 2 級の所持者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判断された方を含む）
戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症以上の障害者
- 内容 抽せん方式では、一世帯につき抽せん番号を連番で 2 個とし、当せん率を一般家庭の 2 倍にする。（単身者を除く）
ポイント方式では、ポイントを加点する。
- 申請窓口 まちなみ整備部 住宅政策課 ☎ 042-620-7385

家賃補助対象住宅の入居 身 知 精

- 対象者 申込者本人又は同居親族が、次のいずれかに該当する方
① 身体障害者手帳 1 ～ 4 級の所持者
知的障害で の精神障害の程度に相当する程度（愛の手帳の場合は、総合判定で 1 ～ 3 度）
精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 2 級の所持者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判断された方を含む）
④ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症以上の障害者
- 内容 抽せん方式では、一世帯につき抽せん番号を連番で 2 個とし、当せん率を 2 倍にする。（単身者を除く）
- 申請窓口 まちなみ整備部 住宅政策課 ☎ 042-620-7385

耐震シェルター・防災ベッド設置費用の補助 身 知 精

対象者 申込者本人又は同居親族が、次のいずれかに該当する方（転入予定者含む）
 身体障害者手帳（2級以上）の交付を受けている。
 介護保険制度で要介護3以上の認定を受けている。
 愛の手帳の交付を受けている。
 国又は東京都の難病医療助成制度の認定を受けている。
 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。

内容 昭和56年5月以前の旧耐震基準で建てられた木造在来工法の住宅等に耐震シェルター・防災ベッドを設置する場合、設置費用の50%以内で、20万円を上限に補助します。

申請窓口 まちなみ整備部 住宅政策課 ☎ 042-620-7260

（6）訪問入浴サービスの提供 身

対象者 次の から のいずれにも該当する者
 八王子市に住所を有し、現に居住している者
 身体障害者手帳（下肢、体幹又は上肢）1・2級の者
 常時臥床又はこれに準ずる状態の者
 医師が入浴可能と認めた者
 家族・ヘルパー等の介護による入浴及びシャワー浴が困難な者
 訪問入浴サービス提供時、家族・ヘルパー等の立合い及び必要な支援が得られる者
 施設等に入所又は病院に入院していない者
 要介護認定を受けていない者

内容 専門業者（看護職員等）が対象者の居宅を訪問し、訪問入浴サービスを提供します。
 提供回数は1人につき週1回かつ年48回を上限とします。
 サービス提供の1回当たりの単価及び利用者負担額については申請窓口へお問い合わせください。

申請窓口 本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7366 Fax 042-623-2444